

■ 第 20 回 新潟市都市計画審議会 常務委員会

日時：平成 27 年 3 月 24 日（火）午前 9 時 30 分～

場所：新潟市役所第 1 分館 6 階 1－601 会議室

【大井都市計画課長補佐】

おはようございます。本日は、悪天候の中、またご多忙のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。ただいまから、第 20 回新潟市都市計画審議会常務委員会を開催します。

本日は、丸山朝夫委員がご欠席でございます。委員 5 名中 4 名の委員の皆様がご出席でございます。新潟市都市計画審議会条例第 6 条第 2 項の規定により会議が成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、以後の議事進行につきまして、寺尾常務委員長からお願いいたします。

【寺尾常務委員長】

皆さん、おはようございます。

これから会議を開きます。お忙しいところ、ご出席いただき、ありがとうございます。

先ほど、事務局から報告がありましたとおり、会議が成立しておりますので、これから議事を進行します。

まず、新潟市都市計画審議会運営要綱第 4 条の規定により、本日の議事録署名委員に石井沙織委員を指名しますので、どうぞよろしく申し上げます。

それでは、これから市長より諮問のあった議案の審議をします。本日の議案は、新潟市都市計画審議会運営要綱第 2 条第 2 項第 3 号に該当する軽易な都市計画の事項として、会長より常務委員会に付託された事項を審議するものです。

事務局、議案第 1 号「産業廃棄物処理施設の敷地位置の都市計画上の支障の有無について（新潟市西区緒立流通 1 丁目地内）」の説明をお願いします。

【佐藤建築行政課長】

建築行政課長の佐藤でございます。よろしく申し上げます。

はじめに、配付物の確認ですが、全部で 2 種類です。常務委員会議案、表紙を含め A 4 が 2 枚と A 3 が 1 枚です。もう一つ、議案の資料で、A 4 が 1 枚です。ございますか。

それでは、本案件の取り扱いについて説明いたします。

本案件は、現在も産業廃棄物の処理を行っている既存施設において、新たに破砕処理設備を追加導入することに伴い、1日当たりの処理能力が、政令で定める処理能力を超えることから、建築基準法第51条の許可申請がなされたものです。資料1ページ、またはスクリーンをご覧ください。建築基準法第51条では、卸売市場や火葬場、汚物処理場などの施設については、都市計画で位置が決定されているか、特定行政庁が都市計画審議会の議を経たうえで、都市計画上の支障がないと認めて許可をしたものでなければ建築してはならないとされています。

産業廃棄物処理施設についても、処理する廃棄物の種類、処理の方法、処理能力に応じて「その他政令で定める処理施設」に該当する場合は、本条文の対象となります。民間施設については、社会・経済情勢の変化に影響されやすく、施設としての恒久性が担保されないことから、都市計画決定によらず、ただし書きの許可で対応することとしています。今回、新たに破砕処理設備を追加導入することで、一日に処理できる能力が、いずれも政令で定める処理能力5トンを超えることから、許可申請されております。

都市計画図で申請地の位置を説明いたします。議案書の3枚目、A3カラー刷りの図面を併せてご覧ください。スクリーン中央の赤いポイントが申請地で、西区緒立流通1丁目地内に位置しています。北側には新潟西バイパスがあり、亀貝インターチェンジより南東に約500メートルとなります。

こちらは、流通業務地区及び周辺の地区計画を示した都市計画図で、赤いポイントが申請地です。申請地北側は、本市の流通業務機能を担うものとして、昭和53年に都市計画決定された流通業務地区となっており、卸売や運輸、物流倉庫などの事務所が集約的に立地しています。申請地は、流通業務地区に隣接しており、その機能を補完する地区として位置づけられた、緒立地区地区計画が定められています。緒立地区地区計画は、流通業務地区と一体、又は補完する施設の立地を積極的に誘導し、機能的な物流拠点となる市街地を形成することを目標に平成元年に決定され、流通業務機能を妨げる恐れのある建築物、住宅や飲食店、学校などについては建築を制限しています。本施設については、平成7年に当該地区計画の機能を害する恐れがないものとして建築され、現在まで産業廃棄物の処理を行っています。本施設の主な搬出入経路としては、前面の市道及び主要地方道新潟・燕線を経由し、亀貝インターチェンジより新潟西バイパスを利用しています。これらの道路は、いずれも幅員12メートル以上を有する流通業務地区内に整備された道路であることから、周辺交通に与える影響は軽微であると考えられます。

周辺の状況について、航空写真で説明いたします。申請地は、市街化地域の端部に位置しており、南西部は市街化調整区域となっています。用途地域は準工業地域に指定されており、

緒立地区地区計画の区域内に位置しています。周辺の道路や公園等は団地造成時に整備済みであり、計画上支障となる都市施設はありません。先ほど、説明したとおり、申請地周辺については、流通業務機能を担う事務所などが集約的に立地しています。また、申請地西側にスポーツ施設が立地し、その先には黒鳥の集落があり、最寄りの住宅までは約 200 メートル離れています。

次に、本施設による周辺環境への影響についてです。本申請に先立ちまして、本施設から生ずる騒音や振動を予測する環境影響調査を実施しています。騒音や振動の規制基準は、敷地の境界にて評価することとなっており、本施設については、ご覧の 5 か所を評価地点として設定しています。なお、破碎処理施設については、いずれも既存処理施設内に設置する計画となっています。

こちらが、各評価地点における予測値と基準値の比較表です。申請地が準工業地域に位置することから、騒音は「第 3 種区域」、振動は「第 2 種区域」の規制基準が適用されます。時間区分については、本施設の稼働時間が午前 8 時から午後 5 時であることから、昼間の規制基準が適用されます。騒音、振動ともに、評価地点 1 から 5 のいずれについても、基準値を下回る予想値となっており、周辺環境を害する恐れはないと考えられます。

最後に、本案件を許可相当とする理由ですが、計画地は準工業地域に位置し、地区計画上の支障はなく、道路や公園などの既存の都市施設への支障もないこと。本計画施設から発生する騒音や振動は必要な対策が講じられ、周辺の環境を害する恐れはなく、搬入道路も適切に整備されていることから、円滑な交通の支障とはならないこと。本計画施設は、産業廃棄物のリサイクルを推進するものであり、廃棄物の減量化及び循環型社会の構築に寄与するものであること。以上により、本計画施設の敷地位置については、都市計画上の支障がないものと考えられますので、本審議会に諮問するものです。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

**【寺尾常務委員長】**

ありがとうございました。ただいま説明のありました議案について、ご意見、ご質問がございましたらお願いします。

**【遠藤委員】**

ありません。

**【寺尾常務委員長】**

事務局、欠席の丸山委員に説明されましたか。特にしていませんか。

**【事務局】**

この度は、はい。(説明しておりません。)

**【寺尾常務委員長】**

特に質問も、賛成反対の意見がないので、このまま採決してよろしいでしょうか。

それでは、ここで採決します。議案第1号「産業廃棄物処理施設の敷地位置の都市計画上の支障の有無について(新潟市西区緒立流通1丁目地内)」は、支障なしとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

**【寺尾常務委員長】**

ありがとうございました。それでは、議案第1号については、支障なしといたします。

本日の審議結果については、次回の都市計画審議会において報告します。

それでは、以上をもちまして、審議会を終了します。どうもありがとうございました。

**【大井都市計画課長補佐】**

本日は、どうもありがとうございました。これをもちまして終了させていただきます。